

第 5 次神奈川県ニホンザル管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に基づき策定している第 4 次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第 4 次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第 5 次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第 5 次計画」という。）の策定の検討を進めている。このたび、第 5 次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、農作物被害の軽減や生活被害・人身被害の根絶を目指し、人とニホンザルの棲み分けにより両者のあつれきを避けることを目的として、平成 15 年 3 月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、被害防除対策、各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理するための取組（以下「群れ管理」という。）、生息環境管理、モニタリング等を実施してきた。

第 4 次計画までの取組の結果、群れの多くにおいて分裂させることなく規模を縮小・除去し、ニホンザルによる農作物被害や生活被害・人身被害は減少傾向となったが、多くの群れでは依然として各種の被害が続いており、被害を及ぼす群れを除去したことにもなう近隣の群れの行動域の変化や、被害を及ぼす新たな群れや個体の発生に対処するため、管理事業の継続が必要である。

このため、第 4 次計画に引き続き、第 5 次計画を策定することとした。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

(3) 計画の期間

2023（令和 5）年 4 月 1 日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日

(4) 計画対象区域

県内 33 市町村のうち、サルの生息が確認されている 12 市町村
相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

(5) 第 4 次計画の成果と課題

ア 取組の成果

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理について、群れの多くにおいて分裂させることなく規模の縮小や管理困難な群れの除去等を行うことができ（平成 29 年度 22 群 839 頭⇒令和 3 年度 15 群 477 頭）、一部の地域個体群において適正配置を進めることができた。
- 農作物被害について、平成 30 年度以降、農業作物被害額及び農作物被害面積が減少してきている。
- 生活被害及び人身被害について、依然として被害はあるものの、丹沢地域個体群及び南秋

川地域個体群では大きく減少してきている。

イ 目標達成に係る課題

○適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

県内の3つの地域個体群はそれぞれ個体群が存続しているものの、元々個体数が少ない西湘地域個体群は留意が必要である。

○農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶

農作物被害は減少傾向であるものの、生活被害・人身被害が一部地域で軽減できておらず、対策の継続が必要である。

群れを適正な規模まで落としても、追いつけの実施や市街地や住宅地での被害防除対策が困難な地域や、加害性の高い個体の存在により、住民の被害感が減少しない場合があるため、こうした群れについてはさらに個別の検討が必要である。

(6) 第5次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

引き続き、次の3点を目標とする。

○適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

○農作物被害の軽減

○生活被害・人身被害の根絶

イ 管理の考え方

4次計画までの管理事業の結果、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていくことが重要であることが分かってきた。

また、サルの個体数が半減している中で、群れや特定の個体が、人やわなに対する警戒心を一層増している状態にある他、加害群を除去したことによる近隣の群れの行動域の変化や、新たな加害個体・加害群の発生も考えられる。

第5次計画の管理事業においては、対策の進行にともない、群れごとに異なる状況にあるため、個別の分析・対策が重要になっていることから、各群れごとにモニタリングによって得られた生息状況や、地域での被害状況、群れ特性等に基づき、これまでの対策等の実施履歴について整理を行うとともに、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に

第4次計画期間以前(群れ管理等実施前)

- A群：適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
⇒30~60頭に減らし、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：農地に至る放棄地・ヤブを利用し侵入する。
⇒捕獲、追払いや農地周辺の環境整備（防護柵）
- C群：農地に依存し、加害群となっている。
⇒管理困難な群れとして除去



群れ管理の目標

群れ管理を実施し、適正な群れサイズ、適正な場所で、群れをコントロールする

A群：群れを縮小し、山林を中心に生息する群れとする。

B群：群れを縮小し、追いつけ

◎集落環境整備の上、侵入を防止し、新たな加害群や加害個体を生じさせない状態に落ち着ける



組み合わせて行う取組を継続する。

なお、環境省では、学識経験者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中であり、引き続き、こうした検討状況について情報収集していく。

ウ 地域個体群別の管理方針

○西湘地域個体群

行動域が農耕地や市街地の割合が高いため個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっており、個体数調整は継続する必要がある。生活被害・人身被害の根絶を前提として管理事業に取り組む。

○丹沢地域個体群

現存する群れの行動域は、農耕地・集落も含めた山地山麓となっている。被害の軽減、根絶を前提として、群れごとに異なる行動域や農耕地・集落の利用状況に応じて、管理事業に取り組む。

○南秋川地域個体群

山梨県及び東京都にもまたがって各群れが生息し、東京都側には大規模な群れが生息しており、調査を継続するとともに侵入への留意が必要である。神奈川県側の群れの行動域が山間部から農耕地等に移動する傾向があれば、農作物被害や生活被害が発生しないよう群れ管理を行うため、管理事業に取り組む。

(7) 管理事業

ア 被害防除対策

第4次計画までの取り組みにより、サルの生息数及び群れ数が減少しつつあり、住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等により実施されてきた取組をさらに進め、集落環境からの追い出しから、侵入ルートへの遮断、さらに山側への追い払いまで、群れの状況に応じて、以下の観点で事業実施計画を作成し、連携して進めることが必要である。

- 市街地・農地から追い出すこと
- 市街地・農地に隣接した泊り場（滞留する場所）の利用頻度を落とす対策
- 出没頻度の高い農地周辺の環境整備や防護柵の設置
- 定期的な追い払い

被害防除対策の実施に当たって、県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りを支援し、集落環境整備、農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置、追い払い等、地域の主体的な取組を促進する他、群れの加害性を引き下げるため、生活被害を繰り返す個体や、人身被害が発生又は発生させる恐れのある個体を、加害個体として特定して捕獲する。

イ 群れ管理

第4次計画までの実施状況を踏まえ、「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を基本に、生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除対策、生息環境整備等と効果的に組み合わせて、以下の観点で事業実施計画を作成し、群れ管理を継続する。

- 群れごとの被害情報や対策実施状況、行動域の継続的把握
- 適正規模とするための各群れの目標頭数の設定（各群れ30頭～60頭を目安）
- 適正規模とするための群れの縮小・維持、または適正配置とするための群れの縮小・除去
- 管理困難な群れの除去

群れ管理の実施に当たって、県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りを支援し、追い上げ等の地域の主体的な取組を促進する他、「適正規模とするための群れの縮小・維持」及び「適正配置とするための群れの縮小・除去」を図るための個体数調整や、管理困難な群れが管理困難でなくなるまで又は住宅地周辺で生息確認ができなくなるまでの群れ除去を実施する。

ウ 生息環境整備

水源の森林づくり事業などの森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月	環境農政常任委員会へ計画素案を報告
10月	計画素案について県民意見募集 市町村への計画素案に対する意見照会
令和5年2月	自然環境保全審議会へ計画案を諮問 環境農政常任委員会へ計画案を報告
3月	計画策定・公告